

学校いじめ防止基本方針

茅ヶ崎市立松浪小学校



平成26年4月
(令和3年8月改定)

目次

I 基本的な考え方	1
1 いじめの定義	
2 いじめに対する基本的な認識	
II 学校が実施する基本的な取り組み	1
1 いじめの未然防止	
2 いじめの早期発見	
3 いじめへの早期対応	
4 いじめの解消	
5 家庭との連携	
6 関係機関等との連携	
7 地域との連携	
III いじめ重大事態発生時の対応	4
1 いじめ重大事態の判断	
2 重大事態発生の報告	
3 重大事態の調査	
4 いじめを受けた児童及び保護者への情報提供	
5 調査結果の報告	
※ <いじめ事案に対する組織的対応の流れ> (フロー図)	5

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条で定められているとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ち、いじめられたとする児童の気持ちを重視することが必要である。また、起こった場所は学校の内外を問わず、児童本人が「いじめ」と感じたものは、全て「いじめ」としてとらえる。

2 いじめに対する基本的な認識

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景からどの児童にも、どの学校でも、様々な場面で起こり得るものであり、そのことをしっかりと認識する必要がある。

また、いじめは、「被害者」・「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」と言われる周囲の児童に対しても注意を払う必要がある。

そのために日頃から、私たち教職員は、教育活動全体を通して『いじめをしない、させない、許さない（見過ごさない）』ということを中心に心がけていかなければならない。同時に、いじめが起きた場合には、いじめられた児童や関係児童に対して支援・指導するだけでなく、児童たちに何を学ばせたいのかを明確にして、継続的かつ組織的に改善対策を講じていくことが重要である。

II 学校が実施する基本的な取り組み

1 いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを大切にしているところや、一人一人の違いを認め合い、他者を思いやる気持ち”を育むことに努める。
- 全ての児童に対し、“いじめをしない”ように、また、いじめにつながる場面を見た場合には、傍観者とならず、いち早く教職員へ知らせる勇気をもつなど、“いじめを見過ごさない行動を取る”ことの重要性をしっかりと指導していく。
- 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、“自己有用感や自己肯定感”を感じられる学校づくりに取り組む。
- いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、“ストレスに適切に対処できる力”を様々な場面で育む意識をもち、日々の指導に当たる。
- 児童一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、“コミュニケーション能力等の育成”に努め

るとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、“情報モラル教育の一層の充実”に取り組む。

- 学年での情報共有やブロックで共有会議を定期的で開催し、校内の状況確認と情報交換等を行うことで、いじめに対する危機意識を高める。
- いじめの防止等のための対策が専門的知見に基づき適切に行われるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に、日頃から学校の様子を把握してもらうとともに定期的に助言をもらい、校内のいじめ防止等の取り組みの改善に努める。

2 いじめの早期発見

- 教職員は日頃から、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。また、適切な対応ができるよう、教職員の資質や能力の向上を図る。
- 児童の表情や態度の些細な変化に気づいた際には、情報を適切に共有し、複数の教職員により、児童の状況を確認するなど、チーム体制を整える。
- ふざけあいのように見える行為であっても、一方の児童が傷つきながらもそれに耐え、平静を装っている可能性もあることから、児童同士の関係性や背景にある状況の調査を行い、いじめに該当するか否か判断する。
- 定期的に行うアンケートや個人面談等によって、児童の状況を把握する。
- 毎月担任は、調査用紙を活用して学級状況の点検を行い、学年で情報交換を行う。
- 毎月、各学年の代表者及び管理職による支援会議内で情報を共有し、学校全体の児童の状況を確認する。
- 日頃から、学校と家庭が児童の様子について情報を共有できるよう、連携を密にしていく。
- 担任をはじめ、学年職員、養護教諭等が児童からの相談窓口となる。また、学校内にも多くのいじめの相談窓口があることを児童・保護者に周知し、いじめの相談がしやすい風土作りに努める。

3 いじめへの早期対応

- 教職員は平素より、適切ないじめ防止等の取り組みに資するための学校いじめ防止基本方針の主旨の理解を深めるとともに、研修等を通して、同方針において具体的に示している<いじめ事案に対する組織的対応の流れ>（フロー図）に則り、適時適切に事案にチームとして組織的に対応できるよう、資質向上に努める。
- いじめを受けている疑いがある場合は、特定の教職員が情報を抱え込む等の状況がないよう、『いじめ調査委員会』において、速やかにいじめの有無の確認を行うとともに、『いじめ対応委員会』において児童への支援・指導を適時適切に行う。
- 事実確認をする際には、「いつ、だれが、だれに、どのようなことをしたか、また、その理由」等について聞きとるとともに、時系列での事実と児童たちの関係性について記録をとる。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を守り通すという認識の下、迅速にいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然として指導する。一方で、いじめの行為に至った背景の聞き取りは、児童の気持ちに寄り添いながら、丁寧に行い、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応する。

4 いじめの解消

- いじめは、単に謝罪をもって解消したと安易に判断してはならず、いじめが解消している状態になったと判断した場合でも、教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握する。また、児童同士の対話を深めたり、よりよい関係性を築けるような様々な活動に取り組んだりすることを通して、いじめの再発を防ぐよう努める。

5 家庭との連携

- いじめ事案の対応に当たっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適時適切な対応を行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに児童の気持ちに寄り添い、家庭と連携して、児童一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行う。
- 担任をはじめ、学年職員、養護教諭、スクールカウンセラー等が保護者からの相談の窓口となる。

6 関係機関等との連携

- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、必要に応じて医療や福祉等の専門機関や、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、市教育委員会に報告し、学校警察連携制度の活用や茅ヶ崎警察署への相談など、警察と連携した取り組みを進める。
- 平素から、上記関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。
- 各連携機関のもと研修会を行う。

7 地域との連携

- PTAや地域の関係団体等と連携して、地域全体で児童を見守り、健やかな人間性の成長を促していくとともに、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- 家庭や地域と協力し、児童が地域との交流等様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広く大人から認められているという思いを得られるような体験活動等を工夫していく。

Ⅲ いじめ重大事態発生時の対処

1 いじめ重大事態の判断

○重大事態かどうかの判断は、安全・安心に関わる以下の基準に基づき判断する。

次のいずれかに該当する事案が発生・あるいは発生した疑いがあるときは、いじめの重大事態として対応する。

(1) いじめを受けていた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

- ・年間30日間を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断による。

2 重大事態発生の報告

重大事態の調査主体は、市教育委員会が決定するため、重大事態が発生、あるいは発生の疑いが生じた場合は、速やかに市教委委員会に報告し、その指示に従い対応を開始する。

3 重大事態の調査

学校が重大事態の調査主体とされた場合、いじめ対応委員会がその調査を行う。第三者委員会が調査主体とされた場合は、調査は第三者委員会に委ねながら、その調査に全面的に協力する。

4 いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

○いじめの事実関係を明確にするための調査を行った時は、いじめを受けた児童とその保護者に対し、経過報告を含め適時適切に情報提供を行う。

○特段の事情がない限り、いじめを行ったとされる児童及びその保護者にも同様の情報を提供する。

○情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと、児童が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに十分配慮するものとする。

5 調査結果の報告

○発生したいじめの重大事態に関する調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告する。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対し、市教育委員会による調査結果の市長報告時に、当該保護者が調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる旨を伝え、所見の添付の意思の有無を確認する。

<いじめ事案に対する組織的対応の流れ> (フロー図)

